

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊新潟地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

記

1 採用先、採用人員数、期間等

採用先 勤務地 採用人員数	自衛隊新潟地方協力本部 新潟県佐渡市千種丙215-1 佐渡駐在員事務所	1名
雇用期間等	雇用期間：令和5年5月1日（月）～令和6年3月31日（日） 就業時間：1日7時間45分 週5日 休日：土・日曜、祝日、年末年始6日間（無給）、夏季3日間（有給）	
採用職種	募集業務担当	

2 職務内容及び必要な技能・資格等

(1) 職務内容等

職務内容	必要な技能・資格等
- 自衛官募集のための学校、自治体、募集対象者等に対する募集広報 - 自衛官志願手続きに関する業務 - 志願者に対する採用試験から入隊までのアドバイス - 渉外広報業務 - その他、事務所長が命じた業務	- 自衛官募集に必要な知識（自衛隊の活動、自衛官の魅力・処遇、勤務内容等）があれば望ましい - パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による軽易な資料作成ができること - 第1種普通自動車の運転ができること

(2) 応募資格

ア 日本国籍を有する者

イ 以下に該当しない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

(エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日、試験場所及び試験種目

試験日	試験場所	試験種目
令和5年 3月22日(水)	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館7階 自衛隊新潟地方協力本部	口述試験

4 応募要領等

(1) 提出書類、部数、提出先

提出書類	提出部数	提出先
1 非常勤隊員応募票	1部	〒950-8627 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館7階 自衛隊新潟地方協力本部総務課 電話 025-285-0515
2 義務教育以外の最終学校の卒業証書の写し又は修業証明書及び自動車免許等の業務に係る資格免許等の写し。	各1部	

(2) 記載・提出要領

- ア 非常勤隊員応募票は、自衛隊新潟地方協力本部ホームページからダウンロードして印刷するか、佐渡駐在員事務所で受領して下さい。
- イ 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真（6カ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので縦4cm、横3cm程度のもの。）を貼って下さい。
- ウ 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。
（3月13日（月）までに到着しない場合は、提出先に問い合わせして下さい。）
- エ 提出書類を郵送する場合は、配達記録若しくは簡易書留等により処置して下さい。
また、郵便局の「受領書」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

5 受付期間

(1) 令和5年2月22日（水）から同年2月28日（火）

持参の場合は、午前9時から午後5時までの間、郵送の場合は2月28日（火）までの必着とします。

(2) 応募者が多数となった場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

6 試験結果の応募者への通知

4月下旬に文書により通知します。

電話による問い合わせには応じられません。

7 採用後の処遇等

(1) 賃金等

ア 賃 金

日額7,100円から10,900円

就業経験、勤務地により異なります。

イ 通勤手当

上限額（公共交通機関使用者は月額24,500円、交通用具使用者は月額31,600円）を設定して支給

ウ 期末・勤勉手当

常勤の職員と同様の支給基準により、期末・勤勉手当相当額を予算の範囲内において支給

エ 退職手当

あり ※月18日以上勤務が引き続き6カ月を超える者に支給

(2) 加入保険等

健康保険（共済）、年金保険、雇用保険

※ 年金保険は、採用時に第1号厚生年金に加入し、18日以上勤務が12月を超える者には共済組合長期組合員資格が付与され、第2号厚生年金に加入

8 休暇等

(1) 年次休暇（有給休暇）

6カ月勤務の後に、次の1年において10日を付与、じ後勤務年数により加算（最大20日）

(2) 年次休暇以外の休暇

ア 有給休暇

選挙権の行使、親族の死亡等

イ 無給休暇

出産、負傷、疾病等

9 その他

(1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(2) 提出された応募書類は返却いたしません。

(3) 不明な点は、提出先までお問合せ下さい。

(4) 採用された場合、隊員としての法令の定めに従うことを要求されます。

一例：1 業務上知り得た秘密・個人情報等を漏らしてはならない、職を離れた後も同様

2 私有パソコン、可搬記憶媒体等を職場に持ち込んではいない。

3 政党又は政令で定める政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領し又は何らかの方法をもってするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

4 公選による公職の候補者となることができない。

5 政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割を持つ構成員となることができない。